

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第 号

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則

青森県河川法施行細則（昭和四十年四月青森県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

一 河川現況台帳 県土整備事務所

二 水利台帳 県土整備部河川砂防課

第三条中「第十八条の七第一項」を「第十八条の八第一項」に、「第十八条の十二」を「第十八条の十三」に、「第十八条の十第一項」を「第十八条の十一第一項」に改める。

第五条中「地域県民局長」を「県土整備事務所長」に改める。

別表中「第十八条の七第一項」を「第十八条の八第一項」に、「第十八条の十二」を「第十八条の十三」に、「第十八条の十第一項」を「第十八条の十一第一項」に、「地域県民局長」を「県土整備事務所長」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び別表の改正規定（「地域県民局長」を「県土整備事務所長」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。